

令和4年度 一般 会計 歳出 第5款 1項 5目 12節 委託料(1)						
受付番号	種目番号	連絡先	委託担当 経済局商業振興課	担当者名 稻葉	電話 045-671-3488	

設 計 書

1 委託名 商店街街路灯調査 業務委託

2 履行場所 経済局商業振興課

3 履行期間 期間 契約締結日 から 令和5年2月28日まで
 又は期限 期限 令和 年 月 日まで

4 契約区分 確定契約 概算契約

5 その他特約事項

6 現場説明 不要
 要 (月 日 時 分 場所)

7 委託概要

別紙仕様書の通り

8 部 分 払

□ する (回以内)

■ しない

部 分 払 の 基 準

業 務 内 容	履 行 予定月	数 量	単 位	単 価	金 額

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額

※概算数量の場合は、数量及び金額を()で囲む。

委 託 代 金 簿

¥ _____ . __

内 訳 業 務 價 格

¥ _____ . __

消費税及び地方消費税相当額

¥ _____ . __

内訳

商店街街路灯調査 業務委託仕様書

1 当委託業務は委託契約約款によるほか本仕様書に基づき施行すること。

2 目的

商店街が保有する街路灯は、老朽化による倒壊や灯具の落下事故が発生するなど、維持管理が課題となっている。

今回の委託により、専門家（建築物劣化診断等）による街路灯の保全状況（劣化状況、設置状況）の調査を行い、現状を把握することで、商店街へ施設の適切な管理を促し、来街者が安心して買い物できる環境を維持することを目的とする。

3 調査の概要

商店街が保有する街路灯の劣化度等の状況を把握する「商店街街路灯調査」

4 委託内容

（1）調査実施のための調査員等の確保

調査員等の募集・確保

ア 商店街街路灯の保全状況を確認・調査する調査員のほか、交通誘導員、調査業務の進ちょく管理、報告書（調査票及び商店街施設状況一覧表）作成員等を確保するものとする。なお、業務内容により、適当な者が確保できない場合、受託者の職員をもって替えることができる。

イ その他確保にあたっては、「緊急雇用創出事業共通仕様書」のとおりとする。

（2）調査の調査票及び商店街施設状況一覧表の作成

調査の調査結果報告書（別紙1）は、商店街街路灯等の位置を確認し、保全状態を調査のうえ、商店街別に委託者が示す様式に基づいて作成する。

団体別一覧表（別紙2）及び調査結果集計表（別紙3）は、委託者が示す様式に基づいて作成する。

定めにないものについては本市と受託者とで協議し、決定する。

（3）調査の実施内容

【対象】：市内全商店街（300商店会）

【対象施設】：街路灯 6,000基

【調査方法】：ア 対象商店街への調査日程等連絡調整

イ 街路灯の保全状況を調査する。

調査方法は、徒歩による目視調査とし、灯具については路上からの遠方目視で調査できる範囲とする。

ウ 調査部位は、支柱、灯具、支柱基部、その他（添加物、維持管理

の主体を示す銘板の有無等) とする。

エ 街路灯の写真撮影を行う（全景 1 枚及び上記調査部位で不具合のあった箇所）。

オ 調査を実施した街路灯の位置について、設置場所の地図を作成する。

（4）問い合わせ対応

受託者は調査対象者等からの問い合わせ担当者を配置し、本市の指示、質疑応答等に基づいて対応すること。

ア 問い合わせ担当者の対応期間は、調査開始日から委託契約期間が満了するまでとし、開設時間は、調査対象者等からの問い合わせに対応できる時間帯を本市と協議のうえ設定すること。

イ すべての問い合わせ担当者が応対中で応答できない場合は、通話料が発生しないように配慮すること。

ウ 受託者は、問い合わせ対応について、受付日、内容、対応等を記録した個別票を作成するとともに、同内容の一覧表を作成すること。

エ 電話対応の際には、個人情報を取得しないよう十分配慮すること。

オ 電話対応の際には、言葉遣い等に注意し、親切・丁寧な対応を行うこと。

カ 受託者で対応不可な問い合わせや苦情があった場合には、速やかに本市に報告し、指示を受けること。

5 委託期間

契約締結日～令和 5 年 2 月末日

6 成果品

本業務の成果物は次に定めるものとし、当委託業務完了後に本市に提出すること。

なお、成果物及びその著作権は本市の所有とする。

（1）報告書（簡易製本） 5 部（A4 版）

（2）報告書（電子データ）（CD-ROM 又は DVD-ROM にて納品）

（3）その他本市が必要と認めるもの

7 成果品提出場所

横浜市経済局商業振興課

8 委託者からの提供物

本業務を実施するにあたり、委託者は、表 1 「提供物一覧」に記載されている地図等を受託者へ提供する。

受託者は、これらの取扱いに十分注意するとともに、本業務終了後速やかに委託者へ返却すること。

表1 提供物一覧

種類	提供方法
調査対象商店街・施設一覧	エクセルデータ
調査対象施設の位置図	紙

9 委託料の支払い

委託料は、「実績報告書」を提出後、委託者が検査した後に支払うものとする。

10 実施上の注意点

- (1) 契約後1週間以内に着手し、委託期間終了日までに完了しなければならない。
- (2) 受託者は、常に本市と密接な連携を図り、本市の意図について熟知のうえ作業に着手し、効率的進行に努めなければならない。
- (3) 本業務は、マスクの装着等新型コロナウイルス感染症への対策を十分に講じたうえで実施すること。また、調査業務従事者等に感染者又は濃厚接触者等が発生した場合は速やかに本市に報告し、指示を受けること。
- (4) 契約締結後、速やかに本業務に係る全体スケジュールを本市に提示し、承認を受けること。
また、業務の履行にあたっては、適宜、進ちょくを報告すること。
- (5) 業務実施に必要な許可等の申請については、本市に報告し、承認のうえ手続きを行うこと。
- (6) 本業務における計算の根拠、資料などはすべて明確にしておくこと。
- (7) 仕様の詳細については、本市との協議により決定し、受託者の負担においてこれを処理する。
また、明記されていない事項にあっても、当然必要と認められる事項については、本市の指示により、受託者の負担においてこれを処理する。なお、途中で委託業務の仕様を変更する必要が生じた場合は、合理的な範囲内でこれを変更することができることとする。
- (8) 受託者は、本業務の履行の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、本市の承諾を得た場合は、この限りでない。なお、第三者に本事業の一部を委任又は請け負わせる場合には、必ず第三者の事業者と個別に契約を交わし、業務にかかる責任の分担をあらかじめ取り決めておくこと。また、個人情報を取り扱う事務を第三者に取り扱わせる場合には、「個人情報取扱特記事項」を遵守させるものとする。

10 機密保持

- (1) 「委託契約約款」のほか、「個人情報取扱特記事項」及び「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (2) 本業務の実施にあたり知り得た個人情報については厳重に管理し、無断で第三者に開示しないこと。
- (3) 回収した調査票は事業完了後速やかに本市に返却すること。
- (4) 本業務によって作成した資料については、本市の了解なく使用、公表してはならない。

1 調査結果報告書

(別紙1)

(1) 基本情報

設置者(商店街名)		住所			
整理番号(街路灯番号)		緯度※1		経度※1	
設置位置	車道・歩道・その他	道路管理者			

設置形式	独立型・共架型・その他
基礎形式	埋め込み型・ベースプレート型・添架式・その他
路面境界部の状況	コンクリート・アスファルト・土砂・ベースプレート露出・インターロッキング・その他
支柱形式	円形・四角形・その他
灯具数	1灯式・2灯式・3灯式・その他(灯式)
表面処理形式	塗装式・亜鉛めっき式・塗装式+亜鉛めっき式・その他

点検年月日		調査員	
-------	--	-----	--

※1 緯度・経度については世界測地系で0.1" 単位まで記入する。

(2) 点検結果

点検部位		①対象の有無	②判定結果	③異常の内容
本体	支柱本体	有・無	I・II・III	
	支柱継手部	有・無	I・II・III	
	支柱分岐部	有・無	I・II・III	
灯具	灯具	有・無	I・II・III	
	灯具取付部	有・無	I・II・III	
支柱基部	路面境界部がアスファルトや土砂等で埋め戻されている場合	路面境界部(GL-0)	有・無	I・II・III
		路面境界部(GL-40)	有・無	I・II・III
	基礎コンクリートが露出している場合	柱・基礎境界部	有・無	I・II・III
		基礎コンクリート部	有・無	I・II・III
	ベースプレートが露出している場合	リブ・取付溶接部	有・無	I・II・III
		柱・ベースプレート溶接部	有・無	I・II・III
		アンカーボルト・ナット	有・無	I・II・III
		基礎コンクリート部	有・無	I・II・III
その他	開口部(ボルト含む)	有・無	I・II・III	
	フラッグ掲出用ポールの有無	有・無	I・II・III	
	管理者銘板(ステッカー等)の有無	有・無	I・II・III	
		有・無	I・II・III	

その他特記事項

(3)写真帳

全景	備考
(写真)	

異常個所	備考
(写真)	

異常個所	備考
(写真)	

商店会名:

(別紙2)

整理番号	設置位置	設置形式	基礎形式	路面境界部の状況	支柱形状	灯具数	表面処理形式	本体	灯具(看板)	支柱基部	その他	総合判定
例	舗道	独立型	埋め込み型	アスファルト	円形、その他	1灯式	塗装式					
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18												
19												
20												
21												
22												
23												
24												
25												
26												
27												
28												
29												
30												

I……異常なし

II……要経過観察

III……施設の倒壊、部材の落下等の恐れがある

調查結果集計表

(別紙3)

緊急雇用創出事業共通仕様書

1 新規に雇用する失業者等について

(1) 新規雇用の失業者等について

市内在住者で新型コロナウイルス感染症の影響により、解雇、雇い止め、内定取り消し等、職を失った方や就労機会が減少した方（収入が減少した方も含む）を新たに雇用すること。なお、雇用形態については、正規・非正規を問わず、対象とする。

※ この事業において「失業状態等」とは、次のいずれかの状態

- ア 公共職業安定所に求職申込を行っており、紹介されればすぐに就職できる
- イ その他の方法（民間職業紹介機関、求人情報誌の活用等）で求職活動を行っており、紹介されればすぐに就職できる
- ウ 就業機会が減少している

(2) 新規雇用者の募集について

新規雇用の失業者等の募集にあたっては、公共職業安定所への求人申込みや、失業者等が容易に知り得るようホームページ等で公開し募集すること。

(3) 「失業状態等」であることの確認方法について

次のいずれかの書類（複数可）を応募者から提出させ確認すること。この際、応募者に対して事業の趣旨を説明し、委託業務の検査等において提出した書類が閲覧される可能性がある旨を伝え、了承を得ること。

- ア 雇用保険受給資格者証の写し
- イ 離職票の写し
- ウ 公共職業安定所へ求職申し込みを行った際の求職受付票の写し
- エ 廃業届の写し（元自営業者の場合）
- オ 令和2年1月以降の給与明細書の写し
- カ その他、失業状態又は就業機会が減少していることの申立書（任意の様式）

2 事業費に占める人件費及び雇用者数の割合について

事業費に占める全労働者的人件費割合が概ね7割以上を目標とし、やむを得ない事情がある場合でも最低5割の確保、かつ事業を実施するにあたり、事業に従事する全労働者に占める割合の5割以上を解雇、雇い止め、内定取り消し等、職を失った方や就業機会（収入）が減少した方で市内在住者を新たに雇用すること。

※1 確保する人件費（比率）の考え方

税抜き同士で比較：人件費（実際に負担する額）／契約金額（税抜き）

又は

税込み同士で比較：人件費（実際に負担する額×110%）／契約金額（税込み）

※2 ※1の「人件費」は、今回の委託業務に従事する全労働者的人件費で、本人に支払われる給与、通勤手当、賞与及び退職手当等の諸手当、社会保険料の事業主負担分等が含まれる。また、専属的に従事していない者の人件費は、日数で案分する等で算出すること。

※3 新規雇用失業者等の割合の考え方

本事業に従事する全労働者数×5割 ≤ 新たに雇用した人数

3 会計帳簿類等の整備について

勘定元帳、現金出納簿等の会計関係帳簿類や出勤簿、賃金台帳、勤務日報等の労働関係帳簿類を整備すること。

4 関係資料等の作成

該当事業の契約締結後、速やかに「新規雇用等計画書【様式1】」を、また、事業終了後10営業日以内に「実施状況報告書【様式2】」を提出すること。

5 雇用状態等の確認について

労働者数の状況、新規雇用失業者等の状況について実施状況報告書【様式2】を提出する際には、根拠となる資料（賃金台帳や出勤簿など）を提示すること。

6 雇用期間終了後のアンケート等の実施

当該事業終了後、当該事業において雇用した失業者等に対するアンケート等を本市が実施する場合、受託者はこれに協力すること。

7 委託費の返還等について

当該事業において、第1項に定める新規雇用の失業者等の取扱いや、第2項に定める事業費に占める人件費及び雇用者数の割合等を達成出来なかった場合は、事業の停止、委託契約額の一部または全部について返還を求める場合がある。

様式1

令和4年度 緊急雇用創出事業 新規雇用計画書

事業名	商店街施設状況調査事業	事業者名		提出日	
1 事業費					
区分	事業費総額	うち人件費	割合	うち新規雇用者の人件費	
税抜き	円	円	/	円	
税込み	円	円		円	
2 労働者数					
事業に従事する全労働者数	新規雇用者数	割合	その他の労働者数		
人	人		人		
※ 委託事業の契約締結後に提出すること。					

令和4年度 緊急雇用創出事業 実施状況報告書

事業名	商店街施設状況調査事業		事業者名			提出日																																																																																					
<p>1 事業費</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>事業費総額</th> <th>うち人件費</th> <th>割合</th> <th>うち新規雇用者の人件費</th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>税抜き</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>/</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>税込み</td> <td>円</td> <td>円</td> <td></td> <td>円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 労働者数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">事業に従事する全労働者数</th> <th>新規雇用者数</th> <th>割合</th> <th>その他の労働者数</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人</td> <td>人</td> <td></td> <td></td> <td>人</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>○新規雇用の失業者等の内訳</p> <p>(1) 男女別 (合計が「新規雇用者数」と一致していることを確認すること。)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>男性</th> <th>女性</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 現在の状況に至った経緯 (合計が「新規雇用者数」と一致していることを確認すること。)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>解雇</th> <th>雇止め</th> <th>内定取消</th> <th>就業機会の減少</th> <th>その他()</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 雇用前の状況別 (合計が「新規雇用者数」と一致していることを確認すること。)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>正規雇用社員</th> <th>派遣社員</th> <th>契約社員</th> <th>パート・アルバイト</th> <th>嘱託</th> <th>自営業</th> <th>学生</th> <th>その他()</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 年齢層別 (合計が「新規雇用者数」と一致していることを確認すること。)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>15～24歳</th> <th>25～34歳</th> <th>35～44歳</th> <th>45～54歳</th> <th>55歳以上</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> </tr> </tbody> </table>								区分	事業費総額	うち人件費	割合	うち新規雇用者の人件費				税抜き	円	円	/	円				税込み	円	円		円				事業に従事する全労働者数		新規雇用者数	割合	その他の労働者数		人	人			人		男性	女性	合計	人	人	人	解雇	雇止め	内定取消	就業機会の減少	その他()	合計	人	人	人	人	人	人	正規雇用社員	派遣社員	契約社員	パート・アルバイト	嘱託	自営業	学生	その他()	合計	人	人	人	人	人	人	人	人	人	15～24歳	25～34歳	35～44歳	45～54歳	55歳以上	合計	人	人	人	人	人	人
区分	事業費総額	うち人件費	割合	うち新規雇用者の人件費																																																																																							
税抜き	円	円	/	円																																																																																							
税込み	円	円		円																																																																																							
事業に従事する全労働者数		新規雇用者数	割合	その他の労働者数																																																																																							
人	人			人																																																																																							
男性	女性	合計																																																																																									
人	人	人																																																																																									
解雇	雇止め	内定取消	就業機会の減少	その他()	合計																																																																																						
人	人	人	人	人	人																																																																																						
正規雇用社員	派遣社員	契約社員	パート・アルバイト	嘱託	自営業	学生	その他()	合計																																																																																			
人	人	人	人	人	人	人	人	人																																																																																			
15～24歳	25～34歳	35～44歳	45～54歳	55歳以上	合計																																																																																						
人	人	人	人	人	人																																																																																						

※ 事業終了後に報告すること。